

八女市総合教育会議 議事録

(令和7年度 第1回)

○ 開催日時 令和8年3月16日(月) 自 午後1時00分
至 午後2時03分

○ 場 所 八女市役所 302会議室

○ 出席者

市 長	簗 原 悠太郎
教 育 長	城 後 慎 一
職務代理者	東 博 臣
教 育 委 員	赤 司 真理子
教 育 委 員	松 尾 和 昭
教 育 委 員	樋 口 富 代

○ 事務局

教 育 部 長、学校教育課長、教育指導課長、社会教育課長
スポーツ振興課長、文化振興課長、人権・同和教育課長
学校教育課総務係長、学校教育課施設係長、学校教育課学務係長、教育指導課教務係長

企 画 部 長、企画政策課長、企画政策係長、企画政策係

1. 開会

2. 市長あいさつ

皆様、本日はお忙しいところ令和7年度第1回八女市総合教育会議にお集まりいただき、誠にありがとうございます。また、教育委員会の皆様におかれましては、日々、本市の教育行政全般に対し多大なるご尽力をいただいておりますことに深く御礼申し上げます。

現在、卒業式のシーズンを迎えており、私も上陽北訥学園で義務教育を終えて、これからさらに視野を広げてくれるだろう子供たちとお会いする中で、八女市の将来の発展には子どもたちの存在が不可欠であり、教育行政の果たす役割は極めて重要だと改めて感じてきたところでございます。教育委員会は市長部局から独立した機関ではありますが、八女市の中長期的な発展を考えた時、今の子どもたちにいかに将来も八女に残ってもらうか、あるいは一度離れてもまた戻ってきてもらうか、まさに私自身

も幼少期に仁田原小学校や仁田原保育所で地域の皆様に温かく育てていただいた経験が郷土愛に繋がり八女に戻ってきたという原点がありますので、自分自身の想いというところからも、教育委員会と市長部局がしっかりと連携を取ることが不可欠だと思っております。

本日は議題に先立ち、「八女市 2040 年ビジョン」についてご説明いたします。このビジョンは、2040 年の八女市がどうあるべきかを示すものです。15 年後の 2040 年、今の子どもたちは社会を支える現役世代となります。教育委員会の皆様ともこのビジョンの意義を共有し、中長期的な視点を持った教育行政を共に考えていきたいと思っております。

まず、本ビジョンがもたらす効果として、次の 3 点を掲げています。1 点目、市政の「羅針盤」です。足元の課題に対する対症的な対応にとどまらず、中長期の発展を見据えた政策立案の方向性を示す羅針盤としての役割です。2 点目、世代を超える「共通言語」です。市民の皆様それぞれの思いを一つの形にし、全員で目指すべき共通言語として、令和 9 年度半ば頃の完成を目指し、丁寧に対話を重ねて作り上げます。3 点目、産業の「予見可能性」です。不確実な世の中において、自治体として中長期的な方向性を明確に示すことで、企業に対しての予見可能性を高め、八女市への投資を促進します。

そして、ビジョンの最重要テーマは「豊かさの再定義」です。具体的な軸として、食べ物の「食」と職業の「職」を掲げています。食べ物の「食」については、豊かな農産物を作るだけでなく、お酒や八女茶とのペアリングも含め、世界中の美食家を唸らせるような料理を提供する「美食の街」への発展や、食関連の企業誘致を目指します。仕事の「職」については、伝統工芸や伝統本玉露など、どれだけ機械化や AI 化が進んでも評価され続ける「高度な手仕事」の技術を持続可能な形で未来へ残す方法を議論します。

ビジョン実現に向けた基本姿勢としては次の 3 点を重視しています。1 点目、パラダイム転換（「抵抗」から「適応」へ）です。日本全体で人口減少が進む中、無理に人口増に投資して抗うのではなく、人口減を前提にどう豊かに暮らせるかという「適応」へ視点を変え、結果として選ばれるまちづくりを進めます。2 点目、流域の視点でつながる「One Yame」です。旧町村ごとの縦割りを解消し、矢部川や星野川の流域で繋がる一つの八女市として、各エリアの強みを掛け合わせた共存共栄を目指します。3 点目、市民と歩む「3つの対話の場」です。未来の現役世代である子どもたちにも議論の中心に入ってもらいながら、市民、企業、そして九州大学や福岡地域戦略推進協議会（FDC）といった外部の知見も交え、多様な関係者との対話を通して未来を描いていきます。

本日は、学校給食の特色化や学びの多様化学校、立花校区の義務教育学校の整備など、重要な議題が多くなっております。忌憚のない意見交換をよろしくお願いいたします。

3. 議題

【議長：簗原市長】

(1) 第3次 八女市教育大綱

- ・学校教育課総務係長からの説明後、出席者による質疑、意見が出される。
- ・全委員の同意により、第3次 八女市教育大綱について承認された。

【学校教育課総務係長】

議題1 第3次八女市教育大綱についてご説明いたします。まず、本日皆様にお諮りするの、令和8年度から令和12年度までの5年間を計画期間とする「第3次八女市教育大綱」でございます。

それでは、資料1をご覧ください。まず表紙、次に目次がございます。その次のページ、1ページをご覧ください。本大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、市長と教育委員会が連携し、本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な基本方針を定めるものでございます。

続いて、2ページをご覧ください。本大綱の策定にあたっては、市の最上位計画である第5次八女市総合計画が後期基本計画の期間に入ることと合わせ、整合性を図るものでございます。また、国の教育振興基本計画を参酌しつつ、総合計画の基本政策を踏まえた位置付けとしています。さらに、本大綱に基づき、具体的な事業については八女市教育施策要綱において展開してまいります。

次のページをご覧ください。本大綱における教育の基本目標は、総合計画の将来都市像を踏まえ、「ふるさとを愛する人づくり」としております。家庭・地域・学校が連携し、次世代を担う子どもたちの郷土愛を育むとともに、市民一人ひとりが生涯にわたり活躍できる社会の実現を目指すものでございます。そのための具体的な取組として、四つの重点課題を設定しております。

続いて、4ページをご覧ください。学校教育及び人権教育の分野では、スクールカウンセラー等との連携による教育活動や相談体制の充実を図るとともに、小中一貫教育の推進を進めてまいります。また、不登校児童生徒への支援として学びの多様化学校を設置し、一人ひとりの状況に応じた学びの場の提供を行います。さらに、食育の推進と併せて、安全・安心で魅力ある学校給食の充実を図り、子どもたちの健やかな身体の育成に取り組んでまいります。

次に、6ページをご覧ください。生涯学習及び平和教育の分野では、地域全体で子どもを支える地域学校協働活動を推進するとともに、人生100年時代に対応した生涯学習の機会の提供を図ってまいります。

次に、7ページをご覧ください。歴史・文化の分野では、磐井の戦い1500年記念事業などを通じて学習機会を充実させるとともに、郷土の歴史や文化財の保存・活用を推進してまいります。また、地域の伝統文化を次世代へ継承し、その魅力を観光や地域振興にもつなげてまいります。

次に、8ページをご覧ください。スポーツの分野では、スポーツ健康づくり都市として、誰もが親しめるスポーツ教室の開催などによりスポーツ人口の拡大を目指します。また、部活動の地域展開を推進し、受け皿となる団体の整備や指導者の確保に努めてまいります。このように、社会情勢が大きく変化する中であっても、子どもたちが八女に生まれてよかったと感じられるよう、本大綱に基づき施策を推進してまいります。説明は以上でございます。

【市長】

事務局から説明が終わりましたがこの件について何かご意見ご質問がございましたらお願いします。

【松尾委員】

5年前に作られた前回の大綱と比較して、今回どのような点が変わっているのか、特にコロナ禍を経た社会変化がどのように反映されているのかをお尋ねします。

【学校教育課総務係長】

基本的な枠組みにつきましては総合計画に基づいているため大きな変更はございませんが、後期基本計画に合わせて重点課題の構成や順序を見直し、内容についても一部修正を行っております。

【市長】

私も説明を受けた際に、何が変わったのかという点については気になったところです。今後重点的に取り組む施策、例えば学校給食などについては、郷土愛の醸成という観点からも非常に重要であり、大綱の中にある程度示してもよいのではないかと感じました。

一方で、大綱は包括的な方針であるため、個別施策は教育施策要綱で整理するという現在の構成になっています。今後は2040年ビジョンも踏まえながら、八女市の教育の特徴がより明確に見える形にしていく必要があると考えています。

【職務代理者】

八女市教育大綱は、第3次総合計画の中の基本構想に沿って進めたという認識でよろしいでしょうか。

【学校教育課総務係長】

はい、おっしゃる通りです。後期基本計画と同時に策定され、それを基にしております。

(2) 八女市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画

- ・教育指導課長からの説明。
- ・全委員の同意により、八女市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画について承認された。

【教育指導課長】

議題2 八女市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画についてご説明いたします。資料2をご覧ください。

まず、根拠についてご説明いたします。本計画は、令和7年6月に公布された「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律」に基づくものでございます。当該法改正により、計画を策定または変更した場合には、総合教育会議への報告が義務付けられております。

続いて、計画の内容についてご説明いたします。本計画の構成につきましては、目次に示しておりますとおり、当該法改正において示された項目を踏まえて定めているところでございます。

次に、2ページをご覧ください。本計画の趣旨及び八女市立学校教職員の時間外在校等時間の現状について記載しております。

続いて、3ページをご覧ください。本計画において達成を目指す目標を掲げております。(1) 時間外在校等時間に関する目標につきましては、国が示している基準に準じて設定しており、計画期間は5年間としております。また、各年度の達成状況につきましては、教育委員会及び総合教育会議において報告してまいります。

次に、業務量管理及び健康確保措置の内容についてご説明いたします。文部科学省が示しております業務の3分類を踏まえ、学校における業務の適正化を図るとともに、市教育委員会として教育職員の健康及び福祉の確保に重点的に取り組んでまいります。

最後に、今後のフォローアップについてでございます。日々の出退勤管理システムの活用、年2回のストレスチェックの実施、校長面談による学校経営評価等を通じて、教職員の働き方改革の取組を継続的に推進してまいります。説明は以上でございます。

【市長】

事務局から説明が終わりましたがこの件について何かご意見ご質問がございましたらお願いします。

【全委員】

ありません。

(3) 学校給食特色化事業

- ・学校教育課学務係長からの説明後、出席者による質疑、意見が出される。
- ・全委員の同意により、学校給食特色化事業について承認された。

【学校教育課学務係長】

議題3 学校給食特色化事業についてご説明いたします。資料3をご覧ください。本事業は、八女市立小中学校、義務教育学校における保護者の経済的負担を軽減するとともに、豊かな食材選びによって給食の質を向上させ、子どもたちの健やかな成長を図るものです。概要ですが、小学校は4,300円から6,200円へ、中学校は5,000円から7,000円へと、給食費を改訂いたします。

このうち1,000円を質の向上分とし、市と保護者で500円ずつ負担をいたします。国の交付金対象は小学校のみですが、本市では、中学校についても市が負担することで、保護者負担を500円に抑え、経済的負担軽減と給食の質の向上を両立させてまいります。次のページをお願いいたします。

具体的な方策として、子どもたちの記憶に残る給食日本一をコンセプトに掲げます。地産地消の推進や栄養バランスの充実はもとより、以下の四つの柱を中心に展開いたします。毎日学校に行きたくなる「夢の給食」、自律を育む「体験型給食」、八女に生まれた喜びを感じる「郷土愛の醸成」、街の絆を支える「食のインフラ」、これらを市の2040年ビジョンと連携させ、教育課程とも連動した取り組みを進めてまいります。

最後に、本事業はセカンドジョブ制度を活用した全庁的なプロジェクトとして進めます。民間企業とのコラボレーションも含め、子どもたちが八女市を誇りに思えるような給食を目指してまいります。説明は以上でございます。

【市長】

事務局からの説明が終わりましたが、1点申し上げます。本件は、先ほど申し上げた来年度の重要施策の一つであり、私自身も強い思いを持っております。部局内で議論を重ねてきた経緯も踏まえ、その意図について補足させていただきます。

今回、「学校給食日本一」を掲げた背景には、小学校給食の無償化に関する国の動きがございます。現在、全国平均である月額 5,200 円相当を国から基礎自治体へ支給することで、無償化相当の取組が進められているところです。しかしながら、子育てや教育に係る負担軽減は当然図るべきものである一方で、単に無償化のみを目的とすることが、本当に子どもたちのためになるのか、また市の発展につながるのかという点については、一定の問題意識を持っておりました。近年は物価高の影響により、給食費が据え置かれる中で内容が縮小される事例が報道されるなど、給食の質の維持が課題となっております。一方で、2040 年ビジョンにおいて、本市は「食」を重要な柱として発展を目指しており、子どもたちにとって最も身近な「食」の機会が学校給食であることを踏まえると、ここでの取組は極めて重要であると考えております。

今後、多くの自治体が小学校給食の無償化に取り組むことが想定される中で、本市においても、国から支給される 5,200 円の範囲内で運用することは可能でございます。しかしながら、質の維持・向上を図るため、追加で 1,000 円を上乗せし、そのうち 500 円を保護者負担、500 円を市負担とする仕組みを選択いたしました。この結果、保護者負担は月額 500 円となりますが、その分、子どもたちに提供する給食の質を高めるとともに、地産地消の推進や地域との連携など、学校にとどまらない取組へと発展させることが可能となります。これにより、地域経済への波及効果も含め、八女市全体の発展に資する給食とすることを目指しております。また、中学校も含めた負担軽減を行っていることから、義務教育全体としての経済的負担軽減は一定程度達成されているものと認識しております。一方で、保護者の皆様にとっては、「無償化」との認識の中で負担が生じることに對するご意見も想定されます。そのため、本取組の趣旨や意図については、丁寧に説明していく必要があると考えております。本日の会議を契機として、教育委員の皆様ともこの考え方を共有できればありがたいと考えております。

私からの補足は以上でございますが、本件についてご質問やご意見等がございましたらお願いいたします。

【松尾委員】

学校給食は非常に重要な分野であると認識しております。地産地消の取組については、これまでも繰り返し取り上げられており、子どもたちも学校で学ぶ機会

があるものと考えておりますが、これ自体は大変重要な取組であると思います。一方で、視点を少し変えて、食育・教育の中で給食を位置付ける場合には、八女市や福岡県内に限らず、日本全体の食文化に目を向けることも有意義ではないかと考えます。例えば、地域によって旬の時期が異なることから、同じ食材でも北海道では別の時期に収穫されるなど、地域差があります。そのような違いを通じて、日本全体の食の多様性を学ぶ機会として給食を活用することも考えられるのではないのでしょうか。

極端な例ではありますが、普段は食べる機会の少ない地域特有の食品を取り入れることで、「日本にはこのような食べ物もある」という認識を持つきっかけになる可能性もあります。知る機会を提供すること自体に教育的意義があると考えます。本市が「日本一の給食」を目指すのであれば、地産地消を基盤としつつも、こうした視野の広がりを持たせることも一つの方向性ではないかと考えます。もちろん、八女で生産された米や果物などを味わうことは非常に重要であり、その価値は大切にすべきですが、併せて他地域の食文化や旬の食材についても知る機会を設けることで、より幅広い学びにつながるのではないかと考えます。

あくまで一つの考えではありますが、以上でございます。

【学校教育課学務係長】

日本の各地の食を提供するというのは新しい視点ですので、栄養教諭とともに検討してまいります。

【職務代理者】

学校給食の本来の目的である健康教育を逸脱しない上で、そういった取り組みを行っていただきたいと思います。

【市長】

本件につきましては、何よりも現場の状況を第一に考える必要があると認識しております。八女市においては、合併前の経緯もあり、現在も各学校ごとに食材調達を行っている状況であることから、新たな取組を一律に導入することが難しく、個別の調整が必要となるなど、運営上の課題も多いと感じております。こうした課題については一つ一つ丁寧に対応しながら、現場を最優先とした取組を進めていきたいと考えております。その上で、先ほど松尾委員からご意見をいただいた点につきましては、給食に限らず、八女市の良さを理解するためには、外の地域を知り、比較することが重要であるという点において、私も同様の認識を持っております。外を知ることで視野が広がり、その上で改めて八女の魅力を実感

できるという考え方は非常に重要であると思います。地産地消の取組については、その割合を高めていきたいという思いはございますが、議論を重ねる中で、年間を通じた自給率の単純な向上を目指すだけではなく、取組のあり方を工夫することが重要であると考えております。

現在も、いわゆる「地産地消の日」として、あまおうやみかんなど、八女産の食材を提供する取組を行っておりますが、これをさらに発展させ、例えば月に1回程度、給食のすべての食材を八女市産で構成する日を設けることにより、「八女だけでこれだけ多様な食材が揃い、質の高い給食が提供できる」という実感を子どもたちに持ってもらうことができるのではないかと考えております。一方で、年間を通じて自給率100%を目指すことは物理的に困難であるため、現在の水準である約30%を基礎としながら、その底上げを図ることと併せて、こうした特色ある取組を組み合わせることが現実的であると考えております。さらに、八女産の食材を使用しない日をあえて設け、日本各地や世界の郷土料理を取り入れることで、多様な食文化に触れる機会を創出することも重要であると考えております。このように、地産地消と多様な食文化の両方を取り入れたメリハリのある取組が、教育的にも効果的であり、また運営面においても実現可能性が高いのではないかと考えております。

今後は、現場の意見を十分に踏まえながら、関係者とのコミュニケーションを図りつつ、具体的な取組について検討を進めてまいりたいと考えております。

【市長】

他にご意見ご質問等はよろしいでしょうか。

【全委員】

ありません。

(4) 八女市立花校区小中学校整備基本計画

- ・学校教育課施設係長からの説明後、出席者による質疑、意見が出される。
- ・全委員の同意により、八女市立花校区小中学校整備基本計画について承認された。

【学校教育課施設係長】

議題4 八女市立花校区小中学校整備基本計画についてご説明いたします。立花校区の小中学校につきましては、義務教育学校として整備することとしており、現在、基本計画の策定を進めているところでございます。このたび、計画内

容について委員の皆様にご説明できる段階となりましたので、基本計画の概要についてご報告いたします。

それでは、お手元の資料に基づき説明いたします。資料4をご覧ください。これまでの検討経緯についてご説明いたします。全国的な少子化の傾向と同様に、立花校区においても児童生徒数の減少が見込まれており、将来を見据えた学校のあり方の検討が必要な状況となっております。また、立花小学校及び立花中学校につきましては、校舎の老朽化が進んでいることに加え、立花中学校の敷地の一部が土砂災害特別警戒区域に指定されており、生徒の安全確保が喫緊の課題となっております。このような状況を踏まえ、教育委員会では地域協議会からの要望も踏まえ、義務教育学校としての整備が必要であると判断したものでございます。今後は、本基本計画に基づき、義務教育学校の整備を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、「計画候補地の概要」についてご説明いたします。計画候補地につきましては、立花小学校及び立花中学校の2か所を対象として検討いたしました。立花小学校の敷地面積は約21,210平方メートル、立花中学校は約19,850平方メートルと、大きな差はございません。しかしながら、立花中学校については敷地の一部が土砂災害警戒区域に指定されている一方で、立花小学校についてはグラウンド南側の敷地拡張が可能であり、道路等のインフラの利便性も高い状況にございます。これらを踏まえ、児童生徒の安全確保を最優先とし、加えて隣接地の確保により運動環境の充実が図られることから、計画地については現立花小学校とすることとしております。

続きまして、「3. 施設計画」についてご説明いたします。まず「(1) 各室の利用形態」でございます。既存の小学校校舎につきましては、LED照明への更新、トイレ改修、空調整備、外壁防水工事等を実施し、可能な限り長期にわたり活用する方針としております。また、増築期間中においては仮設校舎を設置しない計画としております。教室の配置につきましては、前期課程（小学校1年生から6年生）は既存校舎を使用し、後期課程（7年生から9年生）は増築棟において新設する計画としております。特別支援教室につきましては既存施設を活用しつつ、増築棟にも新たに整備する計画としております。トイレにつきましては、既存トイレの和式を洋式化するとともに、新設トイレについては生徒数に応じた個室数を確保し、バリアフリーに配慮した整備を行うこととしております。体育館（屋内運動場）につきましては、義務教育学校開校後に建て替えを想定しております。それまでの間は、既存体育館及び近隣の立花体育館や立花中学校体育館を活用し、地域開放も見据えた運用を行ってまいります。グラウンドにつきましては、既存小学校敷地南側の教育エリアに整備する計画としております。また、

増築期間中は近隣の立花グラウンド及び立花中学校グラウンドを活用し、同様に地域開放を想定した運用を行ってまいります。

続きまして、資料右側の「５．配置計画」についてご説明いたします。図面においてクリーム色で示している部分が既存校舎、赤色が増築校舎でございます。増築校舎については、現在プールが設置されている位置を解体撤去した上で整備する計画としております。建物配置につきましては、給食室や職員室との動線を考慮し、コの字型の配置とする計画としております。また、図面下部のスペースについては、周辺体育施設との調整を図りながら、屋内運動場やグラウンド等を配置し、社会体育団体の利用や地域開放を想定した計画としております。

続きまして「６．概算事業費」についてご説明いたします。建設工事関連費用として、校舎増築工事費約 18.5 億円、既存校舎改修工事費約 4.6 億円、グラウンド整備工事費約 4.5 億円、プール解体工事費約 0.5 億円、合計約 28.1 億円を見込んでおります。これに加え、調査・設計・管理費約 2.5 億円、土地購入費約 2.4 億円などのその他関連費用約 4.9 億円を見込んでおり、総事業費としては約 33 億円を想定しております。なお、これらは現時点での概算であり、今後の設計の進捗等に応じて適宜見直しを行ってまいります。

最後に「７．事業スケジュール」についてご説明いたします。令和 7 年度は基本計画策定を進めている段階でございます。令和 8 年度には現況測量、地盤調査、アスベスト調査、用地交渉・取得、基本設計及び実施設計、造成計画等を実施する予定です。令和 9 年度から 10 年度にかけては工事発注準備を行い、プール解体、造成工事、本体工事を進め、令和 11 年度の開校を目指すスケジュールとしております。なお、体育館等の屋内運動施設については、周辺体育施設との調整を行いながら、令和 11 年度以降に整備を進めていく計画としております。

以上、説明を終わります。

【市長】

事務局から説明が終わりましたがこの件について何かご意見ご質問がございましたらお願いします。

【市長】

本件につきまして、私から 1 点補足させていただきます。現在、立花校区において義務教育学校化を進めているところであり、また星野地区においても同様に義務教育学校化に向けた議論が地域で行われていると認識しております。一般的に、義務教育学校化については、人口減少が進む中で、地域に学校を残すために小中学校を一体化し、効率化を図る、いわば延命措置的な取組として受け止められる側面があるのではないかと感じております。一方で、先ほど 2040 年ビジョ

ンの中でも申し上げましたとおり、確かに効率化や学校の存続という側面はあるものの、それだけではなく、義務教育学校化による教育的なメリットにも着目する必要があると考えております。例えば、小学校1年生にとっては中学校3年生は非常に身近なロールモデルとなり、上級生から学ぶ機会が生まれます。また、中学生にとっても、年少の児童と関わることで思いやりや責任感を育む機会となるなど、異学年交流による効果が期待できるところでございます。今後、立花や星野を含め、学校の統廃合を中長期的に進めざるを得ない状況が想定される中にあっても、単に人口減少によるやむを得ない対応としてではなく、こうした教育的価値を踏まえた前向きな取組として位置付けていくことが重要であると考えております。

また、直近では筑南中学校と南中学校の統合が予定されておりますが、統合に伴う廃校については、地域にとって大変大きな出来事であり、別れの行事などが行われるなど、感情的な側面も非常に大きいものでございます。私自身も、幼少期に通っていた学校や保育所がなくなった際には寂しさを感じた経験があり、閉校式に参加した際の思い出も強く残っております。こうした背景を踏まえ、統廃合にあたっては、その意義や将来に向けた方向性を丁寧に発信していくことが重要であると考えております。併せて、廃校となる施設の活用についても早期から検討を進め、できる限り未利用期間を短くすることが重要であると考えております。今後、こうした点についてのメッセージをしっかりと発信していきたいと考えておりますので、教育委員の皆様におかれましても、ご意見を賜りながら進めてまいりたいと考えております。

(5) 学びの多様化学校事業

- ・教育指導課長からの説明後、出席者による質疑、意見が出される。
- ・全委員の同意により、学びの多様化学校事業について承認された。

【教育指導課長】

議題5 学びの多様化学校事業についてご説明いたします。資料5をご覧ください。本事業は、旧忠見小学校の校舎を活用し、分教室型の学びの多様化学校を令和9年4月に開設するものでございます。事業の目的及び通常の学校との違いにつきましては、資料に記載のとおりでございます。募集対象につきましては、八女市在住の中学校1年生から3年生のうち、年間30日以上欠席している生徒で、心理的、情緒的、身体的、社会的要因または背景により登校していない、または登校したくてもできない状況にある者としております。教科のカリキュラムや通学方法等の詳細につきましては、令和8年度中に決定してまいります。ま

た、保護者への説明につきましては、文部科学省の認可を受けた後に説明会を実施する予定としております。説明は以上でございます。

【市長】

事務局から説明が終わりましたがこの件について何かご意見ご質問がございましたらお願いします。

【松尾委員】

文科省からの認可はいつ頃下りる予定でしょうか。

【教育指導課長】

令和8年度に入り正式に文書を提出する予定ですので、令和8年度前半には許可が下りると見込んでおります。

【市長】

他にご意見ご質問等はよろしいでしょうか。

【全委員】

ありません。

4. 閉会